

委員会提出議案第 1 号

川崎市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 109 条及び川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

平成 28 年 2 月 15 日

川崎市議会議長 石 田 康 博 様

提出者 議会運営委員長 林 浩 美

川崎市議会委員会条例の一部を改正する条例

川崎市議会委員会条例（昭和31年川崎市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号ア中「総務局、総合企画局、財政局及び教育委員会」を「総務企画局、財政局、経済労働局及び臨海部国際戦略本部」に改め、同項第2号中「市民委員会」を「文教委員会」に、「市民・こども局、経済労働局及び港湾局」を「市民文化局、こども未来局及び教育委員会」に改め、同項第5号中「環境局」の次に「、港湾局」を加える。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提 案 理 由

常任委員会の名称及び所管について見直しを行うため、この条例を制定するものである。